

本人通知制度について

1 この制度は、登録をした方（以下「登録者」という。）に係る住民票（除票を含む。）の写し、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）全部・一部事項証明書（謄抄本）、戸籍（除籍を含む。）（以下「住民票の写し等」という。）を第三者（本人等（注）の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知するものです。

（注）本人等・・・（住民票関係）本人又は本人と同一の世帯に属する者
（戸籍関係） 本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属

2 第三者に、登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に「住民票の写し等交付通知書」により、次の事項をお知らせします。

- ・住民票の写し等の交付年月日
- ・交付した住民票の写し等の種別及び通数（又は件数）
- ・交付した住民票の写し等の交付請求者の種別（本人等の代理人、本人以外の者）

3 代理人による登録等の申請は、次のいずれかの場合に限り可能です。

(1) 法定代理人による申請の場合

代理権を明らかにする書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）が必要になります。ただし、本市の戸籍により確認できる場合には不要です。

(2) 登録者が疾病その他のやむを得ない理由により自ら申請することが困難な場合
委任状が必要となります。

4 郵送による登録等の申請は、次のいずれかの場合に限り可能です。

- (1) 登録者が疾病その他やむを得ない理由により窓口で申請することが困難な場合
- (2) 他の市区町村に居住している場合

5 登録を廃止しようとする場合、転出又は転居等により登録をした内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。

6 登録者が死亡、居所不明等により住民票が削除されたときは、登録を廃止します。

7 登録期間は、3年です。登録期間満了日を経過し、かつ更新の申請がない場合は、登録抹消となります。登録期間満了日に関する事前連絡は行いませんので、あらかじめご了承ください。なお、更新の申請は、登録期間満了日の1カ月前からすることができます。

※ 受付後記入欄

登録期間	年	月	日	～	年	月	日
------	---	---	---	---	---	---	---

須崎市役所市民課市民窓口係 電話 0889-42-1191